

Ⅲ. 本事業（事業再開枠）について

1. 事業の目的

本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組を行う事業者が、事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取組について補助するものです。加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる施設で事業を実施する事業者（以下、「特例事業者」という）については、さらに上限を50万円上乘せします。

2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、日本国内に所在する小規模事業者等（単独または複数の小規模事業者等）であり、小規模事業者持続化補助金〈一般型〉の申請を行う者であることとします。

（参考）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の（1）に掲げる要件を満たす事業であることとします。

（1）自らの事業が該当する業種別ガイドライン※に基づいた感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組であること。

※1：「業種別ガイドライン」とは、業種（業界）ごとに、感染拡大予防を行うために策定したガイドラインのこと。

（参考URL）<https://corona.go.jp/>

こちらから確認いただけます ⇒



※2：該当する業種別ガイドラインが策定されていない業種においても、下記対象経費は補助対象となります。

<取組事例>

*本取組の補助対象経費の詳細は、「4. 補助対象経費」をご覧ください。

【「事業再開枠：感染防止対策」の取組事例イメージ】

○消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入、消毒作業の外注、消毒液・アルコール液の購入

○マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入

○清掃作業の外注、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入

○アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカーの購入、施工

○換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入、施工
○クリーニングの外注、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入、従業員指導等のための専門家活用、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入
○ポスター、チラシの外注・印刷費（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る）
※消耗品（下線）は、2020年5月14日以降補助対象期限までに購入及び使用したものに限ります。なお、「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要があります。

4. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 2020年5月14日以降に発生し対象期間中に支払、使用等が完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(2) 補助対象となる経費について

補助対象となる経費は、補助事業期間中に発生する、感染防止対策の取組に要する費用の支出に限られます。補助事業実施期間中に実際に使用し、感染防止対策の取組をしたという実績報告が必要となります。ただし、今回の公募においては、特例として、2020年5月14日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。

(3) 感染防止対策の取組において、補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。

※1：販路開拓等の取組に関する対象経費は、次に掲げる経費とは異なります。

※2：業種別ガイドラインが新たに作成された場合は、随時対象となる経費を更新する可能性があります。

(注意事項)

- ・設備については2020年5月14日以降補助対象期限までに発注・納品・支払をしたものに限ります。
- ・消耗品（各費目の下線部分）は、2020年5月14日以降補助対象期限までに購入及び使用したもののみが補助対象経費となります。「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要があります。
- ・作業等を外注する場合は、外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者成果物等が帰属する必要があります。

経費内容

⑭消毒費用、⑮マスク費用、⑯清掃費用、⑰飛沫対策費用、⑱換気費用、⑲その他衛生管理費用、⑳PR費用

【各費目の説明】

⑭消毒費用

消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な消毒のための機械装置、消毒液・アルコール液の購入、外注に要する経費が補助対象となります。
通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の購入は補助対象となりません。

⑮マスク費用

マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要なマスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入に要する経費が補助対象となります。
通常の生産活動のための投資の費用、単なる取替え更新の購入は補助対象となりません。

⑯清掃費用

清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗剤・漂白剤の購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な清掃のための外注、手袋・ゴミ袋・石けん・洗剤・漂白剤の購入に要する経費が補助対象となります。
通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の購入は補助対象となりません。

⑰飛沫対策費用

アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカ―の購入費・施工費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な飛沫対策のためのアクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカ―の購入、施工のための外注に要する経費が補助対象となります。
通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の購入は補助対象となりません。
- ・施工において50万円（税抜き）以上の外注工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。
- ・処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず全国商工会連合会へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。全国商工会連合会は、財産処分を承認した補

助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付規程違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

⑩換気費用

換気設備（換気扇、空気洗浄機等）の購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な換気のための機械装置の購入に要する経費が補助対象となります。
通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。
- ・施工において50万円（税抜き）以上の外注工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。
- ・処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず全国商工会連合会へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。全国商工会連合会は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付規程違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

⑪その他衛生管理費用

ユニフォームのクリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な衛生管理のための上記費目（⑩～⑪に該当するものを除く）の購入、外注に要する経費が補助対象となります。
通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。

⑫PR費用（感染防止のための注意喚起に要する費用）

ポスター・チラシの外注・印刷費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な周知・PRのための外注に要する経費が補助対象となります。
通常の生産活動のための投資の費用、単なる更新の費用は補助対象となりません。
従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限りです。
- ・チラシ等配布物の購入については、実際に配布もしくは使用した数量分のみが補助対象経費となります。
「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、配布日、配布数等を管理する必要があります。
- ・補助事業期間中の広報活動に係る経費のみ補助対象にできます。（2020年5月14日以

降補助対象期限までに経費支出をしても、実際に広報がなされる（情報が伝達され消費者等に認知される）のが補助事業期間終了後となる場合には補助対象となりません。

(4) ⑭から⑳に掲げる各費目に係る経費以外は、補助対象外となります。また、⑭から⑳に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。

- 1) 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に合致しないもの
- 2) 必要な経理書類を用意できないもの
- 3) 自社内部の取引によるもの（補助事業者が補助事業者以外から調達したもののうち、⑭から⑳に掲げる経費のみ補助対象とする。）
- 4) **販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費**
- 5) オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- 6) 保証金、敷金、仲介手数料等不動産の賃貸に際し必要となる経費
- 7) 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 8) 名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例えば、名刺のほか、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材の購入など、感染防止対策目的であることが明確でないものは補助対象外。）
- 9) 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 10) 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 11) 不動産の購入・取得費、修理費、車検費用
- 12) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- 13) 金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- 14) 公租公課（消費税・地方消費税は、（消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者の単独申請者」を除き、）補助対象外とする。）
- 15) 各種保証・保険料
- 16) 借入金などの支払利息および遅延損害金
- 17) 免許・特許等の取得・登録費
- 18) 講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
- 19) 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- 20) 役員報酬、直接人件費
- 21) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 22) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 23) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(5) その他、補助対象経費全般にわたる留意事項

- ・ 補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
- ・ 補助事業における発注先（委託先）の選定にあたっては、1件あたり税込100万円超を要するものについては、2社以上から見積をとり、より安価な発注先（委託先）を選んでください。ただし、発注（委託）する事業内容の性質上、見積をとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を実績報告時にご提出ください。
* なお、中古品の購入については、金額に関わらず、すべて、2社以上からの相見積が必須となります。この場合、理由書の提出による随意契約での購入は、補助対象経費として認められません。

5. 補助率等

- (1) 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞事業再開枠に係る補助率等は以下のとおりです。

補助率	業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の費用（「4. 補助対象経費」で定めるものに限る）：定額
補助上限額	<p>50万円（特例事業者を除く） 100万円（特例事業者のみ※）</p> <p>*ただし、小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の交付決定額を超えない範囲とします。</p> <p>*複数の小規模事業者等が連携し取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「50万円（または100万円）×連携小規模事業者等の数」の金額となります。（ただし、1,000万円を上限とし、小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の交付決定額を超えない範囲とします）</p>

※特例事業者に該当する事業者の上乗せ50万円は事業再開枠か一般型分に配分可能です。

6. 申請手続

- (1) 様式7-1、7-2「令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞事業再開枠に係る申請書」と様式8-1、8-2「事業再開枠 取組計画書」、様式9「誓約書」の原本を「最寄りの商工会」に提出してください。なお、必要に応じて追加資料の提出および説明を求めることがあります。また、申請書等の返却はいたしません。

7. 審査

- (1) 審査方法
経費の妥当性、適切性について、補助金事務局において要件審査を行います。
- (2) 結果の通知

申請事業者（共同申請の場合には代表事業者）に対して、小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の採択または不採択の結果と併せて通知します。

8. 事業実施期間等

- ・第3回受付締切分から第4回受付締切分までの各回の事業再開枠の「事業実施期間」「補助事業実績報告書提出期限」は次のとおりです。

第3回受付締切分

事業実施期間：交付決定日から実施期限（2021年7月31日（土））まで

補助事業実績報告書提出期限：2021年8月10日（火）

第4回受付締切分

事業実施期間：交付決定日から実施期限（2021年11月30日（火））まで

補助事業実績報告書提出期限：2021年12月10日（金）

9. 補助事業者の義務

本事業の採択となった事業者は、定められた条件を守らなければなりません。詳細は公募要領P.58、59を確認し、事業実施にあたっては十分にご留意ください。

【一般型・全国商工会連合会提出用】

(様式7-1：単独1事業者による申請の場合)

記入日： 年 月 日

全国商工会連合会 会長 殿

郵便番号		
住所（都道府県名から記載）		
名称		
代表者の役職		
代表者氏名 (姓/名)		印
電話番号		

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金事業<一般型>
事業再開枠に係る申請書

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>事業再開枠の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

申請書類の記載内容は真正であり、かつ、当社は、小規模事業者持続化補助金の交付を受ける者として、公募要領に定める「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に掲げる者のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- ・「事業再開枠」取組計画書（様式8-1）

事業再開枠 取組計画書

(様式 8 - 1)

1. 感染拡大防止のための取組内容

<p>事業再開枠で取り組む内容</p> <p>* 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組内容について記載してください。</p>
--

※取組計画の作成にあたっては商工会と相談し、助言・指導を得ながら進めることができます。

2. 経費明細表

(単位：円)

経費区分	内容・必要理由	経費内訳 (単価×回数)	補助対象経費 (税抜・税込)
(1) 補助対象経費合計			
(2) 補助金交付申請額 (定額)			(b)

※経費区分には、「④消毒費用」から「⑩PR費用」までの各費目を記入してください。

※補助対象経費の消費税(税抜・税込)区分については、公募要領P.77を参照のこと。

※(2)の上限は、特例事業者を除く事業者は50万円。特例事業者は100万円。

<上限チェック表>

項目	金額 (単位：円)	判定
A : 様式 3 - 1 【経費明細表】 (a) の記載金額	(a)	/
B : (b) の記載金額	(b)	/
D : (a) ≥ (b) になっているか (はい、いいえのいずれかにチェック)	/	<input type="checkbox"/> はい → 補助金申請可能 <input type="checkbox"/> いいえ → 補助金申請不可

Bは、本様式(経費明細表)の補助金交付申請額

【一般型・全国商工会連合会提出用】

(様式7-2:複数事業者による共同申請の場合)

記入日: 年 月 日

全国商工会連合会 会長 殿

【※代表事業者のみを以下に記入】

郵便番号			
住所(都道府県名から記載)			
名称			印
代表者の役職			
代表者氏名(姓/名)			
電話番号			

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金事業<一般型>
事業再開枠に係る申請書

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>事業再開枠の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

申請書類の記載内容は真正であり、かつ、当社及び他の共同事業者は、小規模事業者持続化補助金の交付を受ける者として、公募要領に定める「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に掲げる者のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- ・「事業再開枠」取組計画書(様式8-2)

【一般型・全国商工会連合会提出用】

(様式7-2別紙：複数事業者による共同申請の場合は追加で提出)

複数事業者による共同申請／共同申請者一覧

【代表事業者】

郵便番号			
住所(都道府県名から記載)			
名称			印
代表者の役職			
代表者の氏名(姓／名)			
電話番号			

【代表事業者以外の共同申請参画事業者数： ____ 者】

郵便番号			
住所(都道府県名から記載)			
名称			印
代表者の役職			
代表者の氏名(姓／名)			
電話番号			

郵便番号			
住所(都道府県名から記載)			
名称			印
代表者の役職			
代表者の氏名(姓／名)			
電話番号			

<経費明細総括表>

※共同申請の場合は全ての事業者の記載が必要です。

(単位：円)

事業者名	補助対象経費小計額	補助金交付申請額
代表事業者名称：		
参画事業者名称 (1者目)：		
合計		

※3者以上の共同申請であれば、適宜、経費明細総括表の行数を増やし記入してください。

※各事業者の経費明細表の補助対象経費合計と一致するように記載してください。

※本事業全体の経費支出を記載してください。

※各事業者の補助金交付申請額は、補助対象経費小計額と同額です。

※経費明細総括表に記載する補助金交付申請額の合計額は、以下の条件を確認のうえ、記入してください。

複数の小規模事業者等による共同実施の場合：50万円×小規模事業者等の数(最高500万円)

※上記にかかわらず、代表事業者が一括して補助対象経費を支出し、事業完了後の補助金交付を一括して受けることも可能です。この場合、共同実施に関する規約を、連携する全ての小規模事業者等の連名で制定し、その写しを申請時に添付して提出することが必要となります。(詳細はP36参照)

<上限チェック表>

項目	金額(単位：円)	判定
A：様式3-2【経費明細表】(a)の記載金額	(a)	
B：(b)の記載金額	(b)	
D：(a) ≥ (b) になっているか(はい、いいえのいずれかにチェック)		<input type="checkbox"/> はい→補助金申請可能 <input type="checkbox"/> いいえ→補助金申請不可

誓約書

私は、小規模事業者持続化補助金<一般型>の申請に伴い、

事業再開枠

特例事業者の上限引き上げ

※該当するもの全てにチェックして下さい

の申請を行い、補助金を受給するに当たり、下記の事項について誓約します。

なお、誓約を遵守するほか、下記の事項に関連して私宛に照会することを承諾し、照会があった場合には、誠実に回答します。

記

1. 新型コロナウイルスの感染予防の徹底及び取組に努めます。
2. 業種別ガイドラインを遵守します。
3. 新型コロナウイルス感染者のクラスター等が発生し、感染拡大防止のため自治体等から調査の協力要請があった場合は、協力します。

以上

令和 年 月 日

全国商工会連合会 会長 殿

住 所

企業名又は組合名

(ふりがな)

代表者氏名

印

＜特例事業者について＞

下記のいずれかの施設の要件を満たし、その施設で事業を実施する事業者であることとします。施設の要件を満たさない場合は、特例事業者としての上乗せを活用することはできません。

経営計画書(様式2)では、該当すると考える施設にチェックをつけ、該当するガイドライン名を記載してください。

自らが事業を実施する施設が指定ガイドラインに該当するかどうかは、それぞれの指定ガイドラインを一読し、ご判断ください。

ガイドラインはこちらから参照してください。 <https://corona.go.jp/>



ガイドライン一覧（2020年6月18日時点） ※追加があれば随時更新します。

◆屋内運動施設	
要件: 屋内に運動施設が備えられており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	一般社団法人日本フィットネス産業協会が作成するガイドライン 一般社団法人日本スイミングクラブ協会が作成するガイドライン
◆バー	
要件: 次のいずれかに該当 ○風営法第2条第1項第2、3号または第11項に該当し営業許可を取得しており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設 ○風営法の深夜酒類提供飲食店営業の届出を行っており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	一般社団法人カクテル文化振興会、一般社団法人日本バーテンダー協会、一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会が作成するガイドライン 一般社団法人ナイトクラブエンターテイメント協会、西日本クラブ協会、ミュージックバー協会が作成するガイドライン
◆カラオケ	
要件: 個室にカラオケ設備があり、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連盟、一般社団法人全国カラオケ事業者協会が作成するガイドライン
◆ライブハウス	
要件: 音響設備が備えられており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	一般社団法人ライブハウスコミッション、NPO 法人日本ライブハウス協会、飲食を主体とするライブスペース運営協議会、日本音楽会場協会が作成するガイドライン
◆接待を伴う飲食店	
要件: 風営法第2条第1項第1号に該当し営業許可を取得しており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会が作成するガイドライン